

# 青少年研修センターにおける 新型コロナウイルス感染症に関する対応基準

## ●利用に当たっての指針

亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部の基準及び三重県指針 Ver. 15（令和4年6月1日一部改訂）及び別冊に準じる。

◆三重県指針（※リンク <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>）

◆新型コロナウイルス感染拡大防止に係る亀山市主催イベント等の開催基準及びイベント等の中止などについて

（※リンク [亀山市 \(city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/\)](http://city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/)）

## ●貸出施設ご利用にあたっての条件

### （1）利用できないイベント

期間	条件
令和4年6月1日～ 当面の間	・（3）の感染防止策を講じないもの

### （2）施設の収容人数の上限 [イベント開催時のチェックリストはこちら](#)

収容率上限（新型コロナウイルス感染症「三重県指針 Ver. 15 別冊」のとおり）	
<p>・ 大声なしのイベント</p> <p>100%以内</p> <p>「三重県指針 Ver. 15 別冊」別紙3のチェックリストの作成・公表を前提とする。</p> <p>・ 固定席のない施設は「密」となる状況が発生しないよう、人と人が触れ合わない間隔をあける。</p>	<p>・ 大声ありのイベント</p> <p>50%以内</p> <p>「三重県指針 Ver. 15 別冊」別紙3のチェックリストの作成・公表を前提とする。</p> <p>・ 固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとする。</p> <p>・ 固定席がない施設は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m以上）を空ける。また、その維持が困難な場合は、開催について慎重に考える。</p> <p>・ 大声ありのイベントでも大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策をおこなう。</p>

※三重県外【緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の出ている都道府県】からの利用者（主催者・参加者）には、イベントの自粛もしくは延期のご協力をお願いしています。ただし、2回目のワクチン接種から14日以上経過している場合、または検査の結果が陰性（PCR検査等の場合は検体採取より3日以内、抗原定性検査日より1日以内）の場合は除く。

※なお、三重県等からの要請により、新たな条件が追加されることがあります。

### （3）開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策の徹底

#### （開催前の対策）

- ・参加者には次の注意事項を事前に周知すること
  - ▼感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できないこと
  - ▼発熱や咳等風邪症状がみられる方は参加できないこと
  - ▼高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくこと
  - ▼参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力いただくこと（参加者名簿の作成にも協力いただきます）  
（\*個人情報 は保健所などの聞き取り以外には使用致しません。）

#### （開催時の対策）

- ▼参加者への手洗いを推奨すること
- ▼①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）  
②密集場所（多くの人が密集している）  
③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発生が行われる）  
という3つの条件（3つの「密」）を回避するため、参加者同士の間隔はできるだけ2mを目安に確保できる対応策を講じること
- ▼大声での発声、歌唱は、換気や間隔を確保したうえで、長時間にならないよう対策すること《オカリナやハーモニカ、合唱等については、換気や間隔を確保（合唱はマスク等の飛沫対策）したうえで、長時間にならないよう対策を施して可能。》
- ▼料理教室等について、換気や間隔を確保して行い、飲食の際の会話は控えていただき、飲食後にマスクを着用して会話をしていただく。
- ▼その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等を講じること）

作成：令和4年6月1日